

『大阪府 市町村ハンドブック』正誤表

令和2年11月発行の『大阪府 市町村ハンドブック』に、以下の誤りがありました。
お詫びして訂正いたします。

- 4ページ「大阪市」―【行政職員】(2)ラスパイレス指数

《誤》

H31.4.1	99.9
---------	------

《正》

H31.4.1	96.5
---------	------

- 6ページ「堺市」―【行政職員】(2)ラスパイレス指数

《誤》

H31.4.1	99.9
---------	------

《正》

H31.4.1	100.3
---------	-------

- 56ページ「藤井寺市」

《誤》

議長 片山 敬子	副議長 木下 誇
----------	----------

《正》

議長 山本 忠司	副議長 伊藤 政一
----------	-----------

【裏面あり】

《誤》

市町村名	区分	ラスパイルズ指数	
		(H31. 4. 1)	順位
大 阪 市		99. 9	10
堺 市		99. 9	10
岸 和 田 市		97. 3	31
豊 中 市		100. 4	6
池 田 市		101. 4	②
吹 田 市		100. 9	⑤
泉 大 津 市		96. 5	36
高 槻 市		98. 5	24
貝 塚 市		97. 6	30
守 口 市		99. 8	16
枚 方 市		96. 4	37
茨 木 市		100. 1	8
八 尾 市		98. 9	22
泉 佐 野 市		90. 6	43
富 田 林 市		101. 0	④
寝 屋 川 市		97. 2	32
河 内 長 野 市		99. 1	20
松 原 市		100. 4	6
大 東 市		97. 7	29
和 泉 市		98. 0	26
箕 面 市		99. 3	19
柏 原 市		99. 8	16
羽 曳 野 市		100. 0	9
門 真 市		98. 1	25
摂 津 市		98. 7	23
高 石 市		99. 9	10
藤 井 寺 市		97. 0	33
東 大 阪 市		102. 2	①
泉 南 市		96. 8	34
四 條 畷 市		95. 3	42
交 野 市		95. 8	40
大 阪 狭 山 市		99. 9	10
阪 南 市		96. 6	35
島 本 町		99. 9	10
豊 能 町		97. 9	27
能 勢 町		97. 8	28
忠 岡 町		101. 3	③
熊 取 町		96. 2	39
田 尻 町		99. 8	16
岬 町		96. 3	38
太 子 町		99. 0	21
河 南 町		99. 9	10
千 早 赤 阪 村		95. 5	41
※ 都 市 計		98. 9	—
町 村 計		98. 1	—
※ 市 町 村 計		98. 8	—
大 阪 府 計		95. 8	—

※は大阪市・堺市を除く

《正》

市町村名	区分	ラスパイルズ指数	
		(H31. 4. 1)	順位
大 阪 市		96. 5	35
堺 市		100. 3	8
岸 和 田 市		97. 3	30
豊 中 市		100. 4	6
池 田 市		101. 4	②
吹 田 市		100. 9	⑤
泉 大 津 市		96. 5	35
高 槻 市		98. 5	23
貝 塚 市		97. 6	29
守 口 市		99. 8	15
枚 方 市		96. 4	37
茨 木 市		100. 1	9
八 尾 市		98. 9	21
泉 佐 野 市		90. 6	43
富 田 林 市		101. 0	④
寝 屋 川 市		97. 2	31
河 内 長 野 市		99. 1	19
松 原 市		100. 4	6
大 東 市		97. 7	28
和 泉 市		98. 0	25
箕 面 市		99. 3	18
柏 原 市		99. 8	15
羽 曳 野 市		100. 0	10
門 真 市		98. 1	24
摂 津 市		98. 7	22
高 石 市		99. 9	11
藤 井 寺 市		97. 0	32
東 大 阪 市		102. 2	①
泉 南 市		96. 8	33
四 條 畷 市		95. 3	42
交 野 市		95. 8	40
大 阪 狭 山 市		99. 9	11
阪 南 市		96. 6	34
島 本 町		99. 9	11
豊 能 町		97. 9	26
能 勢 町		97. 8	27
忠 岡 町		101. 3	③
熊 取 町		96. 2	39
田 尻 町		99. 8	15
岬 町		96. 3	38
太 子 町		99. 0	20
河 南 町		99. 9	11
千 早 赤 阪 村		95. 5	41
※ 都 市 計		98. 9	—
町 村 計		98. 1	—
※ 市 町 村 計		98. 8	—
大 阪 府 計		95. 8	—

※は大阪市・堺市を除く